

答 申 第 262号
令和元年8月21日

岐阜市長 柴橋 正直 様

岐阜市個人情報保護審議会
会長 池 田 紀 子

保有個人情報の提供について（答申）

岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号）第10条第3項の規定に基づき、令和元年8月13日付け岐阜市民市第167号で諮問のありました下記の事案について、下記のとおり答申します。

記

1 事案の概要

国土交通省中部地方整備局愛知国道事務所（以下「愛知国道事務所」という。）において、名岐道路（名古屋高速一宮線の一宮中ICから東海北陸自動車道の一宮木曾川ICまでの区間をいう。以下同じ。）の計画段階評価（概ねのルート的位置並びに基本的な道路構造等の比較及び評価を行うものをいう。）の実施に際し、周辺地域の住民等の意見を把握するため、「名岐道路の計画に関するアンケート調査（以下「調査」という。）」を実施する。

調査の実施に当たり、調査票を郵送する対象者の抽出について、愛知国道事務所から岐阜市に依頼があったため、条例第10条第2項第6号の規定により市民生活部市民課の保有する住民基本台帳の情報を愛知国道事務所に提供するものである。

2 提供する保有個人情報

- ア 世帯の住所
- イ 世帯主の氏名

3 意見

適当なものと認める。